明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（三二）　三
○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（三三）　四

〔政　令〕
○平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二〇八）　七
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（二〇九）　八

〔告　示〕
○肥料を登録した件（農林水産一一三三）　一〇
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一一三四）
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一一三五）　一二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一一三六）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（法律第三二号）（総務省）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係（第一条関係）

1　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、第一四条第一項第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を行うことを追加することとした。

2　中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取

㈠　総務大臣は、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）第三五条の四第一項の規定により中長期目標（1の業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととした。

㈡　総務大臣は、通則法第三五条の五第一項の規定による中長期計画（1の業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととした。

3　その他規定の整備をすることとした。

二　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正関係（第二条関係）

1　実施指針等の特例

㈠　総務大臣は、平成三四年三月三一日までの間、第三条第一項に規定する実施指針について、従来の内容に加え、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に関して定めなければならないこととした。

㈡　新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者は、平成三四年三月三一日までの間、第四条第一項に規定する実施計画を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。

2　機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例

㈠　機構は、第六条第一項に規定する業務のほか、平成三四年三月三一日までの間、次の業務を行うこととした。

(1)　認定計画（1の㈡の認定を受けた実施計画をいう。以下同じ。）に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(2)　新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(3)　(1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと。

㈡　㈠において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとすることとした。

(1)　新技術開発施設供用事業　インターネット・オブ・シングスの実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。）に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を他人の利用に供する事業をいう。

(2)　地域特定電気通信設備供用事業　電磁的記録として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの（以下「特定電気通信設備」という。）を他人の利用に供する事業であって、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することに